

# 消防設備システム評価規程

〔平成 16 年 6 月 1 日〕  
消安セ規程第 37 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号  
令和元年 9 月 27 日消安セ規程第 14 号  
令和 2 年 9 月 18 日消安セ規程第 12 号  
令和 4 年 6 月 8 日消安セ規程第 11 号

(目的)

第 1 条 この規程は、防火対象物の関係者の申請に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う消防設備システム評価について定めることにより、防火対象物の防火安全性の向上に資することを目的とする。

(消防設備システム評価の対象)

第 2 条 消防設備システム評価の対象は、次のとおりとする。ただし、消防法第 17 条第 3 項に定める特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けるものを除く。

- ① 消防法施行令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき必要とされる防火安全性能が客観的検証法による場合、防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能が、通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める評価
- ② 「総合消防防災システムガイドライン」（平成 9 年 9 月 16 日付け消防予第 148 号）に照らして、防火対象物に設置する総合消防防災システムが十分な防火安全性能を有するものと認める評価
- ③ 防火対象物に設置する消防用設備等が消防法令に定める防火安全性能を上回っている場合において、当該消防用設備等が有する高度な防火安全性能の有効性を判定する評価
- ④ 消防長又は消防署長が消防法施行令第 32 条の規定の適用を判断するに当たり参考となる情報として、防火対象物の位置、構造又は設備の状況についてその防火安全性の有効性を判定する評価
- ⑤ その他防火対象物に設置する消防設備システムの防火安全性能の有効性について、防火対象物の関係者（以下「関係者」という。）から判定を求められる評価（当該消防設備システムの運用に関連する維持管理の有効性等の判定を含む。）

(評価に係る手続)

第 3 条 申請に係る関係者が第 2 条に規定する評価を受けようとするときは、別記様式第 1 号の消防設備システム評価申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる図書を添付して安全センターに提出するものとする。

なお、図書については、性能評価実施規則の様式を準用する。

- ① 防火対象物の概要を記載した図書
- ② 消防設備システムの性能について記載した図書
- ③ 消防設備システムの設置方法について記載した図書

- ④ 消防設備システムの維持管理について記載した図書
  - ⑤ その他消防設備システムの評価に関し安全センター理事長（以下「理事長」という。）が必要と認める事項を記載した図書
- 2 申請に係る関係者は、前項各号に係る添付する図書の記載事項については、安全センターと事前協議することができる。
  - 3 第1項の申請書の提出に当たっては、必要に応じて、当該防火対象物を管轄する消防長又は消防署長の指導を受けるものとする。
  - 4 第1項の評価申請をした関係者（以下「申請者」という。）は、理事長が別に定める手数料を納入するものとする。
  - 5 理事長は、提出された申請書が所要の様式その他の要件を具備し、かつ、審議することが適当であると認めるときは、当該案件の評価に係る審議を第4条に規定する消防設備システム評価委員会（以下「評価委員会」という。）に付議する。

（評価委員会）

第4条 防火対象物の防火安全性に係る専門技術的な評価を行うために、安全センターに評価委員会を設置する。

- 2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、防火対象物の防火安全性について学識経験を有する者及び行政機関の職員とし、理事長が委嘱する。
- 3 評価委員の任期は、2年とする。
- 4 評価委員会に委員の互選による委員長1名を置き、委員長は、評価委員会を統括する。
- 5 評価委員会に委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

（専門委員会）

第5条 評価委員会に専門委員会を設置する。

- 2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、防火対象物の防火安全性について学識経験を有する者及び行政機関の職員とし、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、2年とする。
- 4 専門委員会に委員長が指名する専門委員会委員長1名を置き、専門委員会委員長は、専門委員会を統括する。

（特別委員）

第6条 専門委員会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、評価に係る防火対象物を管轄する消防機関を代表する者とし、理事長が委嘱する。
- 3 特別委員の任期は、当該消防設備システム評価の審議が終了するまでの間とする。

（特別専門委員）

第7条 消防設備システム評価の対象が特定の専門分野にわたる場合は、理事長は、当該消防設備システム評価に限り、当該専門分野の知識経験を有する者を専門委員会の特別専門委員として委嘱することができる。

（評価委員会及び専門委員会の運営）

第8条 評価委員会及び専門委員会は、必要に応じて招集して開催し、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した場合又は代理出席を立てた場合については、出席したものとみなす。

3 評価委員会及び専門委員会の議事は、出席した議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長（専門委員会の場合は、専門委員会委員長）の決するところによる。

4 やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第1項にかかわらず招集に代えて、事案の概要を記載した書面の送付又はその他の方法により意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって評価委員会及び専門委員会の議決とすることができる。

5 前項に規定する議決については、第3項の規定を準用する。

6 評価委員会及び専門委員会の審議は、必要に応じて申請者からの事情聴取、実地調査等を行うことができる。

7 審議の円滑を図るため、必要に応じ評価委員会と専門委員会による合同委員会を開催することができる。

8 委員長は、評価委員会の審議に当たり、必要に応じて特別委員又は特別専門委員の出席を求めることができる。

9 専門委員会は、評価委員会から付議された消防設備システム評価の対象について専門技術的な検討を行い、その結果を評価委員会に報告する。

10 評価委員会は、前項の報告を受けて審議を行い、その結果を理事長に報告する。

11 評価委員会及び専門委員会の会議は、非公開とする。

（評価の結果通知）

第9条 理事長は、評価委員会の報告に基づき別記様式第2号の評価書を作成し、申請者に通知する。

2 前項の通知は、申請書を受理した日からおおむね3カ月以内に行う。

（関係資料等の開示の禁止等）

第10条 申請者の利益を保護するとともに、評価業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等開示することが差し支えないものを除き、当該評価の開示は行わない。

（補則）

第11条 消防設備システム評価について必要な事項は、この規程に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。

2 「消防防災システム評価規程」（昭和62年消安セ規程第2号）は、廃止する。

3 この規程施行の際現に「消防防災システム評価規程」による消防防災システム評価を申請している消防防災システムについては、理事長が別に定める日までの間、「消防

「防災システム評価規程」の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

消 防 設 備 シ ス テ ム 評 価 申 請 書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理 事 長 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

下記の防火対象物に係る消防設備システム評価を受けたいので、関係図書を添えて申請  
します。

記

- 1 申請に係る防火対象物の名称及び位置
- 2 評価の対象
- 3 評価項目

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

評 一 号  
年 月 日

申 請 者

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）殿

一般財団法人日本消防設備安全センター  
理 事 長

消 防 設 備 シ ス テ ム 評 価

- 1 防火対象物の名称
- 2 評価の対象
- 3 評価項目
- 4 評価結果

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。